相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市和名ケ谷一三一五番地一七、最後の住所千葉県松戸市松戸二〇二六番地の二キャッスルマンション松戸五〇三号鈴木方　被相続人　亡　伊藤　輝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

千葉県松戸市上本郷三二一二番地

相続財産管理人　南雲　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷南二丁目八九二番地、最後の住所東京都渋谷区初台一丁目二六番一四―一〇二号　被相続人　亡　生　和寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬六六一番地、最後の住所東京都港区白金六丁目二番一四号

被相続人　亡　木田　光よ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

東京都千代田区神田須田町一丁目四番一〇号Y一〇一ビル四階白井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白井　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区大塚五丁目一五九番地、最後の住所東京都東久留米市前沢四丁目二三番一二号　被相続人　亡　森田　伸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

東京都国分寺市本町三丁目一〇番一七号田中ビル三階戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区東日暮里三丁目二一八番地、最後の住所東京都世田谷区三宿二丁目三四番二号　被相続人　亡　山岸　静治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

事務所東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル三〇二号犀川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　犀川　季久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市栄町二丁目九〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　杉江　利夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

事務所名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号石塚ビル七階

相続財産管理人　弁護士　山下　勇樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区不明門通七條上る粉川町二三一番地、最後の住所京都市北区鷹峯北鷹峯町三〇番地の一〇　被相続人　亡　竹内　榮治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

京都市中京区麩屋町通丸太町下る舟屋町四〇七番地　長栄ビル五階　植松・鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　治一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区不明門通七條上る粉川町二三一番地、最後の住所京都市北区鷹峯北鷹峯町三〇番地の一〇　被相続人　亡　竹内　麻須

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

京都市中京区麩屋町通丸太町下る舟屋町四〇七番地　長栄ビル五階　植松・鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　治一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県洲本市本町一丁目七番、最後の住所兵庫県洲本市本町一丁目七番六号

被相続人　亡　楓　高正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

事務所兵庫県洲本市海岸通二丁目八番二号

相続財産管理人　司法書士　野口　泰嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市沢津町二丁目四三二番地、最後の住所愛媛県松山市山西町五九五番地　被相続人　亡　小野　誠二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

愛媛県新居浜市垣生三丁目六番三号

相続財産管理人　三浦　稲男

第12期決算公告

平成21年6月23日
秋田県秋田市寺内蛭根三丁目24番21号
秋田ガス工業株式会社
代表取締役　工藤　和博

貸借対照表の要旨
（平成21年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	217,752
	固定資産	25,476
	合計	243,229
負債及び純資産の部	流動負債	252,115
	固定負債	30,839
	株主資本	△39,724
	資本金	20,000
	利益剰余金	△59,724
	（その他利益剰余金）	（△59,724）
	（うち当期純利益）	（15,815）
	合計	243,229

第20期決算公告

平成21年8月11日
福島県二本松市金色412番地6
株式会社東日本学院
代表取締役　渡邉　武

貸借対照表の要旨
（平成21年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	98,433
	固定資産	63,235
	合計	161,668
負債及び純資産の部	流動負債	108,938
	固定負債	103,670
	株主資本	△50,940
	資本金	10,000
	利益剰余金	△60,940
	その他利益剰余金	△60,940
	（うち当期純利益）	（18,682）
	合計	161,668

第8期決算公告

平成21年8月11日
東京都台東区浅草橋5―2―3鈴和ビル
株式会社システムソリューション
代表取締役　石井　恵治

貸借対照表の要旨（平成21年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	35,296
	固定資産	8,661
	合計	43,957
負債及び純資産の部	流動負債	15,577
	固定負債	14,360
	株主資本	14,019
	資本金	10,500
	利益剰余金	3,519
	（その他利益剰余金）	（3,519）
	（うち当期純利益）	（122）
	合計	43,957